

鹿 児 島 県 公 報

令 和 8 年 3 月 10 日 (火) 第 700 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (2 件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (南薩地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (2 件) (大隅地域振興局取扱い) 4
(大島支庁取扱い) 4

公 告

- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (管財課取扱い) 5
- 選挙管理委員会告示
- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 6
- 公安委員会規則
- 鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 に お け る 情 報 セ キ ュ リ テ ィ に 関 す る 規 則 (※) (総務課取扱い) 9
- 公安委員会告示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 9

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 138 号

森林法 (昭 和 26 年 法 律 第 249 号) 第 25 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ り , 次 の と お り 保 安 林 と し て 指 定 す る。

令 和 8 年 3 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林の所在場所
始良市上名字鉾付3710番1・字赤穂木ヶ段3711番2 (以上 2 筆 について 次の 図 に 示 す 部分 に 限 る 。) , 3711 番 3
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第139号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 8 年 3 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
熊毛郡屋久島町楠川字喜三太道1310番, 1311番1, 1312番, 1313番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第140号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 8 年 3 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡喜界町大字上嘉鉄字上ノ田尻761番・773番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び喜界町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第141号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 3 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
薩摩郡さつま町平川字新改3673番1から3673番6まで、字林ノ口6217番1, 6217番4, 6217番5
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第142号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区	域
清水三丁目1地区	霧島市国分清水三丁目の区域内の土地のうち、次に掲げる座標点の1点から9点までを順次直線で結んだ線及び同座標点の1点と9点を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	座標点	座標値
	1点	北緯31度45分27秒8619, 東経130度47分08秒0467
	2点	北緯31度45分27秒6368, 東経130度47分09秒3318
	3点	北緯31度45分25秒6777, 東経130度47分11秒1753
	4点	北緯31度45分24秒2929, 東経130度47分10秒1669
	5点	北緯31度45分23秒8299, 東経130度47分09秒5307
	6点	北緯31度45分24秒0376, 東経130度47分08秒9731
	7点	北緯31度45分24秒5637, 東経130度47分08秒4159
	8点	北緯31度45分26秒6396, 東経130度47分08秒4562
	9点	北緯31度45分27秒0625, 東経130度47分07秒7826

南薩地域振興局告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 8 年 3 月 10 日

南薩地域振興局長 川畑敬郎

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障がい者グループ	指宿市東方字前	株式会社今宮	指宿市東方1778	今奈良 孝	令和 8 年	共同生活

プホームきぼう	田ノ畑1775番地 1		番地		2月28日	援助
---------	----------------	--	----	--	-------	----

南薩地域振興局告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和8年3月10日

南薩地域振興局長 川畑敬郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障がい者グループホームきぼう	指宿市東方字前田ノ畑1775番地1	社会福祉法人希望の風福祉会	指宿市東方1778番地	今奈良 孝	令和8年3月1日	共同生活援助

大隅地域振興局告示第5号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和8年3月10日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
STEP1	曾於市末吉町新町二丁目20-4	合同会社STEP	宮崎県都城市祝吉二丁目3番地5	菊池 祥太	令和8年3月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス

大隅地域振興局告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和8年3月10日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
短期入所ふぁーすと	志布志市有明町野井倉2226-1	特定非営利活動法人ふぁーすと	志布志市有明町野井倉1337番地10	八久保理香	令和8年3月1日	短期入所

大島支庁告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和8年3月10日

大島支庁長 松藤啓介

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
わかば	奄美市名瀬浦上	S & N株式会社	奄美市名瀬浦上	中村 生平	令和8年	就労継続

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 8 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 調達をする物品等の種類

物品の購入（電気・通信機器類及び計測・理化学機器類）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和 52 年鹿児島県告示第 166 号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 8 年 3 月 10 日から同年 4 月 7 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和 8 年 9 月 30 日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体，法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体，法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体，法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

令和 8 年 3 月 10 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の 名 称	代表者の 氏 名	会計責任 者の氏名	主たる事務 所の所在地	公職の種類 (第一号)	1以上の市 町村の区域 等を単位と して設けら れる支部	届 出 年 月 日
中道改革連合 鹿児島県第1 区総支部	川内 博 史	小森 芳 郎	鹿児島市下 荒田1-6 -23-2F	衆議院議員	○	令和8年 1月23日
中道改革連合 鹿児島県第3 区総支部	野間 健	上菌 雅 登	薩摩川内市 御陵下町27 -23	衆議院議員	○	令和8年 1月25日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

ア 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の 名 称	代表者の 氏 名	会計責任 者の氏名	主たる事務所 の所在地	公職の候補 者の氏名及 び公職の種 類 (第二号)	届 出 年 月 日
いとう周平後 援会	原口 兼 明	新保 信 子	鹿児島市真砂町14-11高 倉ビル3階	伊藤 周平， 衆議院議員	令和8年 1月23日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所 の所在地	届 出 年 月 日
江川野陽子後援会	児玉 千鶴	前田 保之	出水市武本15172	令和8年 1月19日
金丸よしひさ後援 会	金丸 敬子	大山 英明	指宿市十二町2250-5	令和8年 1月9日
下之園まさひろ後 援会	下之園 政宏	下之園 由紀	鹿屋市川西町3723-23	令和8年 1月7日
拓創会	宮島 眞一	中野 公介	鹿屋市今坂町9979-4	令和8年 1月5日
土屋耕二後援会	土屋 耕二	土屋 耕二	鹿屋市笠之原町35-17 -5	令和8年 1月8日
中島寛之後援会事 務所	中島 寛之	中島 寛之	始良市西餅田1211-4	令和8年 1月28日

馬場ひろゆき後援会	瀬戸山 剛	山元 由宇子	始良市加治木町木田 5348番地332	令和 8 年 1 月 16 日
ひおき友幸後援会	日置 友幸	日置 三記男	南九州市川辺町上山田 1952	令和 8 年 1 月 20 日
福永ゆうき後援会	福永 裕樹	福永 裕樹	出水市野田町下名6823 - 1	令和 8 年 1 月 21 日
山下けんじ後援会	山下 健二	延時 一巳	鹿屋市串良町有里5245 番地11	令和 8 年 1 月 19 日
山下やすし後援会	山下 暢志	山下 愛	始良市西餅田2014-12	令和 8 年 1 月 7 日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
立憲民主党鹿児島県第1区総支部	円林 誠子	代表者の氏名	円林 誠子	川内 博史	令和 8 年 1 月 20 日
立憲民主党鹿児島県第3区総支部	皆吉 稲生	代表者の氏名	皆吉 稲生	野間 健	令和 8 年 1 月 25 日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島県マルイ支部	高松 信吾	代表者の氏名	高松 信吾	梶 操	令和 6 年 10 月 31 日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
いくむら清徳を支援する市民の会	牧 克彦	主たる事務所の所在地	鹿児島市永吉二丁目42番5号	鹿児島市城西三丁目1番3号	令和 8 年 1 月 1 日
しい千恵後援会	平隈 千恵	主たる事務所の所在地	南九州市知覧町郡107-6	南九州市川辺町清水9429-3	令和 7 年 12 月 1 日
下平すみゆき後援会	下平 晴行	主たる事務所の所在地	志布志市志布志町志布志三丁目3-14	志布志市志布志町帖12048-5	令和 7 年 4 月 1 日
政新開進会	久保 信也	政治団体の名称	政新開進会	日本政経同志会南九州本部	令和 7 年 11 月 21 日
		主たる事務所の所在地	鹿児島市西田三丁目8番21号	薩摩川内市西向田町3番15号	
富吉雄二後援会	今吉 裕幸	会計責任者の氏名	富吉 雄二	福元 昭弘	令和 8 年 1 月 1 日
にいはら勇後援会	井之上 範義	会計責任者の氏名	新原 勇	池田 稔也	令和 8 年 1 月 20 日
日本薬業政治連盟鹿児島県支部	牧野 弘希	主たる事務所の所在地	鹿児島市西別府町2941-24	鹿児島市西別府町2941-17株式会社アトル鹿児島営業	令和 7 年 5 月 8 日

		代表者の氏名	牧野 弘希	部 荒田 賢一	
		会計責任者の氏名	高倉 正彦	上松瀬 士行	
浜田森人後援会	浜田 森人	会計責任者の氏名	村崎 まこと	池水 のり子	令和 8 年 1 月 9 日

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
阿多みきよ後援会	霧島市国分郡田859-15	川田 幹夫	令和 7 年 12 月 10 日
石原てつろう後援会	南さつま市加世田津貫7638	加藤 隆	令和 7 年 11 月 26 日
井元伸明後援会	指宿市池田1025	井元 伸明	令和 7 年 12 月 31 日
上園ミキ後援会	肝属郡東串良町川東4406	上園 ミキ	令和 7 年 12 月 31 日
鹿児島のを豊かにする会	伊佐市大口里404番地	池畑 和樹	令和 7 年 12 月 31 日
片田洋志後援会	曾於市末吉町深川2456-1	片田 洋志	令和 7 年 12 月 31 日
川口憲男後援会	薩摩郡さつま町柏原5283-1	西 光郎	令和 7 年 12 月 30 日
郷土をよくする会下深迫孝二後援会	霧島市国分下井3814-1	柳元 強	令和 7 年 12 月 31 日
竹内豊と明日の故郷を語る会	南さつま市坊津町坊6726番地	竹内 豊	令和 7 年 11 月 30 日
ねじめ通男後援会	枕崎市栄中町198	禰占 通男	令和 7 年 12 月 31 日
日置友幸後援会	南九州市川辺町中山田256-5	日置 友幸	令和 7 年 12 月 31 日
久長登良男後援会	曾於市財部町北俣10852-3	久長 登良男	令和 7 年 12 月 20 日
ふちあい昌昭後援会	曾於市末吉町諏訪方6366の3	淵合 昌昭	令和 7 年 12 月 31 日
前田幸一後援会	霧島市牧園町高千穂3617-246	中村 信男	令和 7 年 11 月 5 日
未来を考える会	鹿児島市西坂元町30-8 (有) オート・ル・マンタカ自動車内	六反田 賢藏	令和 7 年 12 月 31 日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
下之園 政宏	下之園 政宏	鹿屋市議会議員	下之園まさひろ後援会	鹿屋市川西町3723-23	令和 8 年 1 月 5 日
福永 裕樹	福永 裕樹	出水市議会議員	福永ゆうき後援会	出水市野田町下名6823-1	令和 8 年 1 月 21 日
山下 暢志	山下 暢志	始良市議会議員	山下やすし後援会	始良市西餅田2014-12	令和 8 年 1 月 5 日

5 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異 動 年 月 日
平隈 千恵	しい千恵後援会	主たる事務所の所在地	南九州市知覧町 郡107-6	南九州市川辺町 清水9429-3	令和7年 12月1日

公安委員会規則

鹿児島県公安委員会における情報セキュリティに関する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 10 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

鹿児島県公安委員会規則第 3 号

鹿児島県公安委員会における情報セキュリティに関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する情報の機密性、完全性及び可用性を維持するため、公安委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要な時にこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 警察情報システム 鹿児島県警察が設置する情報システムをいう。
- (6) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。

ア 警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が警察情報システムに入力されたものを含む。）

イ 警察情報システムから出力された情報

ウ 警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって公安委員会が取り扱うもの

エ 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(管理対象情報の分類)

第 3 条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

(公安委員会委員の責務)

第 4 条 公安委員会委員は、警察情報システム及び管理対象情報を適切に取り扱わなければならない。

(情報セキュリティ対策等)

第 5 条 公安委員会の運営に関して、警察情報システムにより情報を取り扱う場合は、この規則に定めるもののほか、鹿児島県警察における情報セキュリティポリシーによるものとする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第 20 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 8 年 3 月 10 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	e ハイスクールオブザデッド 3 V 1 A	株式会社高尾	510835
ぱちんこ遊技機	e メイヒテンセイ CMP	株式会社メーシー	5P1957
回胴式遊技機	L バーディーウイング B C	株式会社ユニバーサル ブロス	5S1538